

令和 8 年千葉連続風水害に係る主な支援

目次

【令和 8 年度】

千葉県半壊世帯特別支援金支給事業 1 P

被災農業者営農再開緊急支援事業 2 P

水産業施設災害復旧事業 3 P

被災地域の観光誘客事業 4 P

【令和 9 年度】

マンションにおける浸水対策緊急促進事業 5 P

千葉県



千葉県半壊世帯特別支援金支給事業（令和8年度）

担 当 課・問い合わせ先
防災危機管理部 危機管理政策課 043-223-3401

概要

令和8年8月千葉豪雨と台風25号により、多くの住家被害が相次いで発生したことを踏まえ、被災者生活再建支援事業の対象とならない「半壊」の判定を受けた被災者に対し、支援金を支給します。

【支援対象】市町村が発行する罹災証明書において、住家が「半壊」と判定された世帯

【支給要件】被災した住戸の修繕等を行うこと

【支援金額】20万円

[参考] 被災者生活再建支援法に基づく支援 ※上段に住戸を修理する場合、下段に民間物件を賃借する場合の支援金額を記載

判 定	支援金額※	被 害 状 況
全壊	200万円 150万円	居住のための基本的機能を喪失
大規模半壊	150万円 100万円	大規模な補修を行わなければ居住が困難 ○180cm以上の床上浸水が該当
中規模半壊	50万円 25万円	相当規模の補修を行わなければ居住が困難 ○100cm以上の床上浸水が該当
半壊	なし	補修すれば居住が可能 ○10cm以上の床上浸水が該当



「半壊」世帯は、住家被害の中で大きな割合（罹災証明書の約4割）を占める一方、既存制度では支援が及ばないため、本事業により支援を実施

被災農業者営農再開緊急支援事業（令和８年度）

概要

担 当 課・問い合わせ先
農林水産部 生産振興課 0 4 3－2 2 3－2 8 8 0
農林水産部 担い手支援課 0 4 3－2 2 3－2 9 0 1

令和８年千葉豪雨や台風２５号など、相次いで発生した災害により被災した農業者に対して、営農再開に必要な経費を支援します。

1 資材調達等に対する支援

- 【対象経費】資材調達等支援：早期営農再開に必要な生産資材（種子・種苗等）購入等の経費
追加防除・施肥：追加的に必要な薬剤・肥料の購入等の経費
- 【補助率等】１／２以内（１経営体当たり上限３００千円。多重被災者は上限６００千円）

2 作物残さの撤去に対する支援

- 【対象経費】浸水などにより収穫を断念した作物や他農地から流入した稲わら等の作物残さの撤去に係る経費
- 【補助率】１０アールあたり１０千円以内

3 被災した農業用機械等の修繕・再取得に対する支援

- 【対象経費】被災したトラクター等の農業用機械、ビニールハウス等の施設の修繕費や修理不能となった機械等の再取得等の経費（事業費５０万円以上）
- 【補助率】３０／１００以内（ただし、保険未加入者は２５／１００以内）
- 【補助上限】１，０００万円
（保険金等収入と補助金の合算額が対象経費の総額を超えないこと）



水産業施設災害復旧事業（令和8年度）

概要

担 当 課・問い合わせ先
農林水産部 水産課 0 4 3－2 2 3－3 0 3 8
農林水産部 漁業資源課 0 4 3－2 2 3－3 6 0 4

被災した漁協や養殖業者が所有する水産業関連施設等の復旧を補助します。

- 【事業主体】水産業協同組合、内水面養殖事業者
- 【補助対象】漁協施設、養殖事業者施設の復旧経費
- 【補助率等】30／100以内（ただし、保険未加入者は25／100以内）
- 【補助上限】1，000万円
（保険金等収入と補助金の合算額が対象経費の総額を超えないこと）



養老川あゆ投網漁



うなぎ養殖施設

被災地域の観光誘客事業（令和８年度）

担 当 課・問い合わせ先
商工労働部 観光政策課

0 4 3－2 2 3－2 4 1 9

概要

令和８年千葉豪雨や台風２５号など、相次いで発生した災害により被災した県内の観光業を支援するため、観光協会等が宿泊施設と連携して行う観光誘客の取組等に対し助成するとともに、県内外に向けた観光情報の発信を強化します。

1 被災地域の観光誘客支援

- 【補助対象】 県内市町村又は市町村観光協会
- 【対象事業】 ①小規模宿泊施設と連携・協力して実施する観光誘客の取組
 - ・宿泊施設の割引実施、飲食店等で使用できるクーポン券の提供 等②観光誘客のために新たに実施する取組
 - ・観光客を対象に新たに実施するイベントの開催 等
- 【補助上限】 対象施設（５０室未満）の客室数×２０千円（５００室を超える部分は１０千円）
ただし、客室１００室未満の場合は２，０００千円（定額）

2 県内観光地の魅力発信強化

- ・ＳＮＳやインフルエンサーを活用した観光情報の発信
- ・主要な旅行予約サイトへの千葉県観光地の特集記事の掲載 等



棚田の灯り（鴨川市）



養老溪谷（市原市・大多喜町）



北条海岸（館山市）

マンションにおける浸水対策緊急促進事業（令和9年度）

概要

担 当 課・問い合わせ先

県土整備部建築指導課 0 4 3 - 2 2 3 - 3 1 9 2

県土整備部住宅課 0 4 3 - 2 2 3 - 3 2 3 3

浸水想定区域内、過去に浸水の被害があった区域又は浸水の被害のおそれがある区域等において、受変電設備等が地下にあるなどの浸水リスクが高いマンションにおける止水板や防水壁設置等の浸水対策に要した費用の一部を助成します。

【補助対象】洪水、内水、高潮等の発生時において、浸水被害によりライフライン（電気、水道等）が途絶し、

居住に支障が生じるおそれのあるマンションにおける止水板・防水壁の設置などを想定

【補 助 率】 1／2（県1／4、市町村1／4）（補助対象事業費の上限4, 0 0 0千円/棟）

【期 間】令和9年度から3年間

